|  |
| --- |
| **【交付申請】 令和６年度　家庭における省エネ活用設備導入補助金 チェックリスト** |

**【共通様式】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **チェック** | | **様式・書類** | **留意事項等** |
|  |  | **補助金交付申請書**  （様式第１号）  ※申請システムに入力することで自動的に作成されます。 | ・申請日は、提出日を記入すること  ・着工予定日は、申請から1カ月程度余裕を持たせること※  **※申請後、交付決定を受けてから工事に着手すること。交付決定前に工事着手した場合は補助対象外になるので注意。** |
| ② |  | 【個別申請】  次のいずれか1つの写し  **・工事請負契約書**  **・売買契約書**  **・注文書及び注文請書**  【リース・PPA】  ・契約書（案）の写し  ・PPA料金計算書又はリース計算書の写し | ・工事契約者＝申請者であること  ・設置住所＝契約住所であること  ・導入する設備が記載されていること  ・埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者に認定されている事業者との契約であること  **【蓄電池の補助申請を行う方】**  **※いずれかの添付書類に、申請書に記入するSII登録パッケージ型番を必ず記載すること**  **【エネファームの補助申請を行う方】**  **※いずれかの添付書類に、申請書に記入するFCAの登録型式を必ず記載すること** |
| ③ |  | 【個別申請】  **補助対象設備ごとの経費内訳書等の写し**  【リース・PPA】  ・補助対象設備ごとの経費内訳がわかる見積書等の写し | ・導入する設備の種類ごと、設備・施工の各項目の経費が記載された内訳書の写しを提出  ・②の書類に記載されている場合は提出不要 |
| ④ |  | **住民票の写し**（コピー可）  ※複数枚にわたる場合は、必ず全ページ提出すること。 | ・マイナンバーが記載されて**いないもの**  ・提出日より３か月以内に取得したもの  ・申請者住所＝住民票住所であること  ※世帯全員・申請者のみいずれのものでも可 |
| ⑤ | 設置する住宅に係る次のいずれか一つの写し（複数枚にわたる場合は、必ず全ページ提出すること。）  　提出日より３か月以内に取得したもの。  **※土地に係るものは不要**  **※複数の建物が表記されている場合は、対象設備を設置する建物を明示すること** | | |
|  | 建物に係る  「**登記事項証明書**」 | ・請求先は**法務局**  ・インターネット上の「登記情報提供サービス」は不可 |
|  | 固定資産税に係る「**公課証明書**」又は「**評価証明書**」 | ・請求先は**市町村役場**  ・「**納税証明書**」は不可 |

**【個別様式】**

**【太陽光発電設備を導入する方】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ⑥ | 太陽光発電設備の設置が確認できる次のいずれか一つの書類　　※30％以上の自家消費が条件 | |
|  | 設置するパネルのメーカー、型名等が分かる書類。（②の契約書等で判別可能であれば不要） |

**【蓄電システムを導入する方】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ⑦ | 太陽光発電設備の設置が確認できる次のいずれか一つの書類　　※全量売電は補助対象外 | |
| **【既設の場合】** | |
|  | 電力会社が発行した「購入電力量のお知らせ」または、WEBサービスで太陽光発電設備の情報など契約内容が確認できるページを印刷したものなど（設備の設置場所・発電出力の記載があること。） |
|  | 太陽光パネルを設置した住宅の全景とパネルの設置を確認できるカラー写真（全景写真が撮影できない場合は、複数の角度から住宅を撮影すること） |
|  | 太陽光発電設備の設置に係る契約書の写し又はこれに代わるもの（設備の設置場所・発電出力が記載されているものであれば可） |
| **【新設の場合】** | |
|  | 太陽光発電設備の設置に係る契約書の写し又はこれに代わるもの（設備の設置場所・発電出力が記載されているものであれば可） |

＊その他（上記以外にも、必要な場合は追加の書類を求めることがあります）